

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和2年8月7日（金）18時～18時30分	
開 催 場 所	リブマックスホテル鹿児島 2階	
出席者	公益代表委員（5名）	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	大木順子 喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（5名）	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和2年度最低賃金基礎調査結果（労働者復元） 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 令和2年度最低賃金基礎調査結果（事業所数復元） 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 2 経済情勢報告（令和2年8月） 3 令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 専門部会審議経過本審報告書	

○ 石塚会長

それでは、ただ今から、第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、本審議会の成立につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○ 平松賃金室長

それでは、ご報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されております。本日は、今、現在、山口委員がいらっしゃっていませんが、公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員4名、合計14名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、有効に成立しております。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。本審議会は有効に成立しているとのことですので、これより審議を始めたいと思います。

まず1番目の議題の「令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議」についてですが、審議の前に、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

資料1、資料2、資料3につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料1は、今年度の最低賃金基礎調査の結果表です。7月31日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて1円ピッチで分析を行い、「労働者数で復元した結果表」と、「事業所数で復元した結果表」の2種類を作成しました。いずれも「1枚目の結果表」は、「2枚目の全労働者の総括表」を基に作成したものでございます。また、「1枚目の結果表」は、「引上額」に応じた、「引上げ後の最低賃金額」と「引上率」、そして「影響率」の関係をまとめたものでございます。2枚目は「全労働者の総括表」、3枚目は「一般労働者のみの総括表」、4枚目は「パート労働者のみの総括表」になります。

今年度の未満率は、労働者数復元で1.27%、事業所数復元で1.30%となっております。昨年度の未満率は、労働者数復元で0.48%、事業所数復元で0.44%となっております。資料2は、鹿児島財務事務所が、県内の経済動向を取りまとめたもので、令和2年8月分でございます。

資料3は、令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況です。昨日現在において、当局で把握しているものを取りまとめたものでございます。目安ランク別に都道府県を分けて、「改正最低賃金額」、「引上げ額」などが記載されております。昨日現在で、29の労働局で結審しております。ちなみに、Dランクにおいては、福島、大分、島根、鳥取、佐賀、秋田が「2円引き上げ」で結審しております。熊本が「3円引き上げ」で結審しております。

○ 石塚会長

ありがとうございます。本日の資料の説明をしていただきましたが、よろしいですね。それでは、令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月7日に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、臨時専門部会を含めると、3回に亘り審議を行なってもらいました。本日10時に開催されました第3回専門部会で結論が出ましたので、竹中部会長代理から、その報告と審議経過について、説明をお願いいたします。

○ 竹中部会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思っておりますので、お手元の「鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書」をご覧ください。読み上げさせていただきます。

令和2年8月7日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月7日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年

度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより、平成 30 年 10 月 1 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 761 円）は、平成 30 年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	竹中 啓之	松枝 千鶴
労働者代表委員	喜納 浩信	新内 親典	日高 実禎
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	濱上 剛一郎

別紙 1

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 793 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

別紙 2 は、「鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について」ということです。1, 2 のところは、ご覧いただいて、3 のところの鹿児島県の最低賃金と生活保護との整合性については、生活保護基準を下回っているとは認められなかったとの結論になっていますので、ご覧いただければと思います。

報告書については以上です。

(竹中部会長代理が報告書を石塚会長に手渡した。)

○ 竹中部会長代理

それでは続きまして、「専門部会審議経過本審報告書」を読み上げます。お手元の資料に「審議経過報告書」がついていますが、全部読み上げると長くなるため、適宜、抜粋して読み上げます。詳しくはお手元の資料をご覧ください。

専門部会審議経過本審報告書（部会長）、審議経過として、第1回専門部会を8月4日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月7日に開催致しました。

労働者側委員からは文書が示されて、主に、①現在790円から地域間格差を縮小しながら、中期的には鹿児島も1,000円を目指す。最賃法第1条の趣旨に立ち返り、最低賃金は「生活できる水準」にあるべきだが、現実には、790円では年間164万円余りで、貧困線122万円は超えているがワーキングプアの年収200万円には遠く及ばず、「生活できる水準」には程遠い。②今年度の課題として、新型コロナの影響による景気の落ち込みには配慮する必要がある。しかし、この影響は、業種や地域により大きなばらつきがある。今年度の目安答申は、新型コロナの影響が業種や地域で大きく違うために、「ランク別に一律に目安額を示すことは困難」とされたものであって、「凍結・引上げゼロ」を意味するものではない。また、「地域間格差の縮小」が、公益見解の中にも取り上げられている。などの主張をしていただきました。

使用者側委員からも文書が示されて、主に、①新型コロナの感染拡大により鹿児島の経済は、「これまでに経験したことのない危機的な状況」に直面している。最大級のクラスターが発生し、感染者も256人に急増、公衆衛生面でも経済面でも、深刻な状況が続き先行きも不透明で、今年度中の力強い回復は、全く期待できない。②中でも、宿泊、飲食、イベント関連業はショックが大きく、「売上の減少」というより、もはや仕事そのものがなくなっているというレベルである。中小企業は、雇用調整助成金など各種の給付金によって、かろうじて持ちこたえている。与論島でもクラスターが発生し、主要産業である宿泊・飲食産業だけではなく、島全体の経済活動がストップしている。1つとばしますが、④中小企業の中には、「最低賃金を引き下げて欲しい」という声も多く、今年は「マイナス」と主張したいところだが、「マイナスはないだろう」ということで、凍結・0円を主張するとされました。

続く、第2回専門部会においては、労働者側委員からは、主に、①県別に新型コロナの影響を明らかにするために、全国、最賃額が最も高い東京、Dランク各県の、業況DI、宿泊業・小売業の月別実績、雇用調整助成金の申請件数、雇用失業状況、春季賃上げ状況等のデータを一覧で示され、鹿児島の新型コロナの影響は確かに有り、否定はしないけれども、全国やDランクの中では、他県ほど大きくないのではないかと。少しとばして、④しかしながら早期結審のために、賃金改定状況調査第4表の一般・パート男性の賃上げ率0.7%を根拠に、6円まで歩み寄られました。

使用者側委員からは、①鹿児島県商工会連合会・鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果、九州経済研究所の最新のアンケート結果、鹿児島国体の延期に関する報道、2020年度中小企業白書による都道府県別の開業率・廃業率などのデータを提示され、まず、県内の事業場は昨年10月の消費税増税で消費が落ち込み影響を受けているところに、新型コロナの影響を受け、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。②最近のアンケートに対してさえも、労働集約型のスーパーでは、「昨年10月の最低賃金引上げ額が大きすぎる」と回答しており、事業主に対するコストインパクトが大きい、などと主張していただきました。

さらに、第3回専門部会で、審議を行いました。労働者側委員からは、①目安答申の「現行水準の維持」の解釈は色々あると思うが、我々は、「生活できる水準」と考えており、昨年からの

物価上昇分 0.6%程度から、4円・5円程度の引上げは必要と考える、という意見を言っていました。

使用者側委員からは、主に、①現下の経済状況からいけば、「最低賃金の引下げ、マイナス」を主張したいところだが、最低賃金という法制度には引下げが無いことは認識しているので、0円としか言うことはできない。しかしながら、最低賃金審議会として結論を出さなければならないことは理解しており、何とか有額の結論を検討したい、というふうに述べられました。

これまで3回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響に関する評価、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至りませんでした。そこで、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至りました。

最後、3の結論ですが、第3回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金790円を3円アップして793円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を793円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至りました。

以上、ここにご報告します。

次のところに「公益委員の見解」がまとめてあります。先ほど私が読み上げましたところとかかわっている所がありますので、最初と最後だけ読ませていただきます。

中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。」「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」とされており、この公益委員見解を最大限参酌することとしました。

2,3 とばさせていただきまして、4. 新型コロナウイルス感染症の今後の動向が不透明な中で、雇用の維持が最優先であることを踏まえつつも、中央最低賃金審議会目安小委員会の公益委員見解で示された「地域間格差の縮小」に、引き続き取り組んでいく必要がある。

これらのことを総合的に勘定して、公益見解としましては、3円引上げて、令和2年の最低賃金を793円としたい。という見解をまとめています。

以上で報告を終わります。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、竹中部会長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について説明がありましたが、これにつきまして、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定につきまして、これからお諮りいたします。本審議会はただ今の専門部会報告書の結論のとおり鹿児島県最低賃金を時間額 793 円に改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議あり)

○ 石塚会長

「異議あり」とのことでしたので、採決により決定することになります。その前に議事の決め方について、事務局へ説明をお願いしたいと思います。事務局お願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっております。以上でございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。議事の決め方につきましては、事務局よりご説明があったとおりです。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよろしいかお諮りします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 4 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 0 名 合計 9 名)

専門部会の結論につきまして、反対の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 0 名、労働者側委員 0 名、使用者側委員 5 名 合計 5 名)

採決の結果、賛成 9 名、反対 5 名、棄権 0 名、合計 14 名で、賛成多数により、専門部会と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたします。事務局は、答申文の準備をお願いします。

(答申文準備・配付)

○ 石塚会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。局長は、前の方にお越しく下さい。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石 塚 孔 信

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月7日付け鹿労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の鹿児島県最低賃金（時間額761円）は平成30年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていないことを申し添える。

別紙1

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

別紙2

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- | | |
|----------|------------|
| (1)件名 | 鹿児島県最低賃金 |
| (2)最低賃金額 | 時間額 761円 |
| (3)発効日 | 平成30年10月1日 |

2 生活保護費

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成 30 年度

(3) 生活保護費(平成 30 年度)

生活扶助基準(第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(89,402 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註)1 箇月換算額

761 円(鹿児島県最低賃金)×173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

×0.818(可処分所得の総所得に対する比率) =108,190 円

以上です。

○ 石塚会長

答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長にご挨拶をお願いします。

○ 小林労働局長

鹿児島労働局長の小林です。

本日は、このように答申をいただく結果となりました。その間、専門部会では、3 回に渡り忌憚のない活発な意見交換がなされています。既に、専門部会の審議経過報告書にもありますように、労使の意見、コロナの感染状況を踏まえて、地域経済がどれだけ疲弊しているか、地域経済にどれだけの負荷がかかっているかということを活発に議論した結果、それぞれの労使の意見が拮抗したと思っております。これは、目安自体を国の方で、示さないということで、過去にも 3 回目安が示されないということがあり、直近では、リーマンショックの時にそれにあたりますけれども、その時も結果的には、3 円アップということになりましたが、それ以上の経済状況がどの程度、沈下または影響を受けているということが、今回議題になったと思っております。結果的に、793 円 3 円アップになっております。特に、D クラスにつきましては、各実情によって、様々な結論に至ったかと思っておりますけれども、やはり各地域の労使の委員の納得する線というのは、必要ではないかと思っております。今後の日程としましては、この答申を意見とし公示し、異議申立て 15 日間経た上で、正式に決定し、決定後公示をし、30 日後に発効となっております。予定では、10 月 3 日を予定しておりますが、具体的には、発効後は 3 円アップの最賃になります。やはり、今後のコロナの感染症の状況については、終息がみえないということになりますが、最低賃金については、特に非常勤で働く方々の賃金に直結する問題であり、特にコロナにつきましては、エッセンシャルワーカーという感染する危険を知らながらもそれに従事する仕事もあり、それに直結する賃金も改善かと思っております。ただ、一方では、事業主の方は、コロナ感染症によって、資金が枯渇する、または事業が継続できないということで、持続化給付金又は休業についての雇用調整助成金という申請も、多々、鹿児島についても、行われているのが実情であります。やはりコロナ感染症につきましては、事業を継続し、雇用を維持するのが前提でありますので、決してこの賃金 3 円アップということで、雇用が失われるという事態がないように、私どもは、具体的には、業務改善助成金などの資金提供等をバックアップしていくということ

になりますので、10月の改定以後、新たな賃金改定の元に、労使納得した形で、鹿児島県の経済の活性化に少しでも生かしていただきたい。また、地域間格差という面につきましても、東京については、賃金が変わっておりません。その結果、223円の格差が220円に縮まり、また、福岡についても、51円が49円に縮まり、首都圏との賃金格差というのも、少しであります改善され、人材流出という点につきましても、賃金アップというのが少しは行われているということ認識して、評価したいと思っております。今後とも、最低賃金の審議等について、労使納得した形で運営していただくよう祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

今日は、ありがとうございました。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題は「その他」となっていますが、何か委員の皆様方からございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

特にないようですので、今後の予定等につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定に係る今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として、答申の内容を公示いたします。公示に対する異議申出の締め切りは公示日の翌日から15日目となります。15日目は8月22日(土)であることから、8月24日(月)が締切日となります。

したがって、異議の申出があった場合は、異議の申出締切日の翌日である8月25日(火)午前10時から、第4回本審を開催します。異議申出の内容について審議いただくこととなっておりますので、この日程の確保をお願いいたします。第4回本審の開催場所は、鹿児島労働局第2会議室です。なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はありません。また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、8月18日(火)午後1時30分と8月20日(木)午前10時から運営小委員会を開催することになっております。開催場所はいずれも、鹿児島労働局第2会議室です。

運営小委員会で「改正の必要性あり」となった場合は、第4回本審で局長に対し「必要性あり」の答申をしていただきます。その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行います。そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月7日(月)までに推薦をお願いしたいと考えております。また、各専門部会は、できれば9月中旬頃から審議に入れるよう調整したいと思っております。なお、産業別最低賃金の年内発効のためには最終結審日は11月1日(日)になります。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、今後のスケジュールに関して説明がございましたように、今後公示を行い、異議の申し出があった場合は、異議申出の締切日の翌日である8月25日(火)午前

10時から第4回本審を開催することになりますので、委員の皆さんは、日程の確保をお願いいたします。また、8月18日（火）の午後1時半からと8月20日（木）午前10時から運営小委員会を開催し、産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月7日（月）までにさせていただきたいということです。この日程についてもよろしくをお願いいたします。

他に事務局から何かございますか。

○ 平松賃金室長

特にございません。

○ 石塚会長

それでは最後に、議事録署名者を指名します。

労働者側は、新内委員、使用者側は、濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____